

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年4月26日(2022.4.26)

【公開番号】特開2022-62045(P2022-62045A)

【公開日】令和4年4月19日(2022.4.19)

【年通号数】公開公報(特許)2022-070

【出願番号】特願2022-3408(P2022-3408)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00(2006.01)

10

A 6 1 P 27/02(2006.01)

A 6 1 K 47/04(2006.01)

A 6 1 K 31/46(2006.01)

A 6 1 K 9/08(2006.01)

A 6 1 P 27/10(2006.01)

A 6 1 P 43/00(2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 27/02

20

A 6 1 K 47/04

A 6 1 K 31/46

A 6 1 K 9/08

A 6 1 P 27/10

A 6 1 P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月12日(2022.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

必要とする被験者における近視の進行を処置する、または近視の進行速度を低下させるための薬剤の製造のための、0.001wt%から0.05wt%のアトロピンまたは硫酸アトロピンと、水と、を含む安定化眼科用組成物の使用であって、

ここで、薬剤は被験者の目に投与され、

安定化眼科用組成物は、4.8から6.4のpHを提供するための緩衝剤と、をさらに含み、

安定化眼科用組成物は、液体であり、

ここで、薬剤は、アトロピンまたは硫酸アトロピンの分解から形成された分解物の10%未満を含む、

安定化眼科用組成物の使用。

【請求項2】

アトロピンまたは硫酸アトロピンは、0.001wt%から0.03wt%の濃度で安定化眼科用組成物中に存在する、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

アトロピンまたは硫酸アトロピンは、0.01wt%から0.02wt%の濃度で安定化眼科用組成物中に存在する、請求項1に記載の使用。

40

50

【請求項 4】

アトロピンまたは硫酸アトロピンは、0.01 wt %の濃度で安定化眼科用組成物中に存在する、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 5】

薬剤は、局所的に投与される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 6】

薬剤は、点眼薬として投与される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 7】

薬剤は、少なくとも 1 日 1 回投与される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 8】

10

薬剤は、1 日 1 回投与される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 9】

薬剤は、注入により投与される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 10】

安定化眼科用組成物は、等張化剤、キレート剤、粘性製剤、またはそれらの組み合わせをさらに含む、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 11】

緩衝剤は、ホウ酸塩、ホウ酸塩 - ポリオール複合体、リン酸塩緩衝剤、クエン酸塩緩衝剤、酢酸塩緩衝剤、炭酸塩緩衝剤、有機緩衝剤、アミノ酸緩衝剤、またはそれらの組み合わせを含む、請求項 1 に記載の使用。

20

【請求項 12】

緩衝剤は、リン酸二水素ナトリウム、リン酸水素二ナトリウム、またはそれらの組み合わせを含む、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 13】

等張化剤は、一価カチオンのハロゲン塩を含む、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 14】

粘性製剤は、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、またはヒドロキシプロピルメチル - セルロース (H P M C) を含む、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 15】

安定化眼科用組成物は、防腐剤を実質的に含まない、請求項 1 に記載の使用。

30

【請求項 16】

安定化眼科用組成物は、防腐剤をさらに含む、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 17】

防腐剤の濃度は、0.0001 % から 1 % である、請求項 16 に記載の使用。

【請求項 18】

防腐剤は、塩化ベンザルコニウム、セトリモニウム、過ホウ酸ナトリウム、安定したオキシクロロ複合体、ポリクオタニウム - 1、クロロブタノール、エデト酸二ナトリウム、ポリヘキサメチレンビグアニド、またはそれらの組み合わせから選択される、請求項 16 に記載の使用。

40

【請求項 19】

安定化眼科用組成物は、プロカインおよびベナクチジン、またはその薬学的に許容可能な塩を本質的に含まない、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 20】

必要とする被験者における前近視を処置するための薬剤の製造のための、0.001 wt % から 0.05 wt % の濃度のアトロピンまたは硫酸アトロピンと、水と、を含む安定化眼科用組成物の使用であって、

ここで、薬剤は被験者の目に投与され、

安定化眼科用組成物は、4.8 から 6.4 の pH を提供するための緩衝剤と、をさらに含み、

安定化眼科用組成物は、液体であり、

50

ここで、薬剤は、アトロピンまたは硫酸アトロピンの分解から形成された分解物の 10 %未満を含む、安定化眼科用組成物の使用。

【請求項 2 1】

アトロピンまたは硫酸アトロピンは、0.01 wt %の濃度で安定化眼科用組成物中に存在する、請求項 2 0 に記載の使用。

【請求項 2 2】

薬剤は、局所的に投与される、請求項 2 0 に記載の使用。

【請求項 2 3】

薬剤は、少なくとも 1 日 1 回投与される、請求項 2 0 に記載の使用。

【請求項 2 4】

安定化眼科用組成物は、等張化剤、キレート剤、粘性製剤、防腐剤、またはそれらの組み合わせをさらに含む、請求項 2 0 に記載の使用。

10

【請求項 2 5】

安定化眼科用組成物は、防腐剤を実質的に含まない、請求項 2 0 に記載の使用。

20

30

40

50